

議案第 161 号

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 10 月 15 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 10 条 次の各号に掲げる者が引き続いて副市長、水道事業管理者、常勤の監査委員又は特別職の秘書（以下この条において「副市長等」という。）になった場合には、当該各号に定める在職期間は、その者の副市長等としての在職期間に通算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 国家公務員から引き続いて一般職の職員になった者（第 3 項第 3 号において「通算職員」という。）その者のさいたま市職員退職手当条例（平成 13 年さいたま市条例第 46 号）の規定による引き続いた在職期間</u></p> <p><u>(3) 職員以外の地方公務員で、さいたま市職員退職手当条例第 2 条第 1 項に規定する職員に相当するもの（以下「職員以外の地方公務員」という。）その者の同条例に相当する規程による引き続いた在職期間</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定の適用を受けた者が退職した場合</p>	<p>第 10 条 次の各号に掲げる者が引き続いて副市長、水道事業管理者、常勤の監査委員又は特別職の秘書（以下この条において「副市長等」という。）になった場合には、当該各号に定める在職期間は、その者の副市長等としての在職期間に通算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員以外の地方公務員で、さいたま市職員退職手当条例（平成 13 年さいたま市条例第 46 号）第 2 条第 1 項に規定する職員に相当するもの（以下「職員以外の地方公務員」という。）その者の同条例に相当する規程による引き続いた在職期間</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定の適用を受けた者が退職した場合</p>

の退職手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) [略]

(3) その者の副市長等としての在職期間に通算された第1項各号の在職期間について、その者が国家公務員、通算職員又は職員以外の地方公務員としての退職の日に受けていた職務の級の号俸又は号給（職務の級の最高の号俸又は号給を超える俸給月額又は給料月額を受けていた者にあつては、当該俸給月額又は給料月額。以下この号において同じ。）に相当する最終の職を退職した日における職務の級の号俸又は号給の額を基礎として、一般職の職員の例により算定して得た額

4 [略]

の退職手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) [略]

(3) その者の副市長等としての在職期間に通算された第1項各号の在職期間について、その者が国家公務員又は職員以外の地方公務員としての退職の日に受けていた職務の級の号俸又は号給（職務の級の最高の号俸又は号給を超える俸給月額又は給料月額を受けていた者にあつては、当該俸給月額又は給料月額。以下この号において同じ。）に相当する最終の職を退職した日における職務の級の号俸又は号給の額を基礎として、一般職の職員の例により算定して得た額

4 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。